

東村山市地域センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市地域センター条例の一部を改正する条例

東村山市地域センター条例（平成23年東村山市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 使用料・手数料の全体見直しに伴い、集会室使用料の適正化を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市地域センター条例の一部を改正する条例

東村山市地域センター条例（平成23年東村山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の地域センターの使用について、適用する。

東村山市地域センター条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

別表（第8条、第13条）

集会室の使用時間の区分及び使用料

| | | 午前 (午前9時30分～午後1時) | 午後 (午後1時30分～午後5時) | 夜間 (午後6時～午後9時30分) |
|-----|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 集会室 | 集会室1 | 600円 | 600円 | 600円 |
| | 集会室2 | 600円 | 600円 | 600円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の地域センターの使用について、適用する。

旧 条 例

別表（第8条、第13条）

集会室の使用時間の区分及び使用料

| | | 午前 (午前9時30分～午後1時) | 午後 (午後1時30分～午後5時) | 夜間 (午後6時～午後9時30分) |
|-----|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 集会室 | 集会室1 | 400円 | 400円 | 400円 |
| | 集会室2 | 400円 | 400円 | 400円 |